調達事業部長 殿各地方防衛局長

防衛装備庁調達管理部長 (公印省略)

中央調達に係る品質監査実施要領について(通知)

標記について、中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令 (平成27年防衛装備庁訓令第39号)第23条及び第28条第3項の規定に基づき、 別添のとおり定めたので通知する。

添付書類:中央調達に係る品質監査実施要領

写送付先:陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部装備計画部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都

宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所

長

配布区分:調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官

#### 中央調達に係る品質監査実施要領

#### 目次

- 1 総則
  - 1.1 目的
  - 1.2 幕僚長等からの依頼
  - 1.3 下請負者に対する品質監査
- 2 計画
  - 2.1 品質監査実施計画
    - 2.1.1 計画品質監査に係る記載事項
    - 2.1.2 定期品質信頼性確認に係る記載事項
    - 2.1.3 臨時品質信頼性確認の実施計画
    - 2.1.4 品質監査実施計画の変更
    - 2.1.5 品質監査実施計画の地方防衛局等への通知
  - 2.2 個別細部実施計画
    - 2.2.1 計画品質監査及び特別品質監査細部実施計画
    - 2.2.2 品質信頼性確認細部実施計画
- 3 実施の通知
  - 3.1 計画品質監査び特別品質監査の実施の通知
  - 3.2 品質信頼性確認の実施の通知
- 4 実施要領
  - 4.1 計画品質監査及び特別品質監査の方法
  - 4.2 品質信頼性確認の方法
  - 4.3 是正措置の要求等
    - 4.3.1 計画品質監査及び特別品質監査における是正措置要求等
    - 4.3.2 品質信頼性確認における是正措置要求等
- 5 報告
  - 5.1 是正措置、判定等の報告
  - 5.2 品質監査の報告
- 6 経過措置
- 1 総則
  - 1.1 目的

この実施要領は、防衛装備庁において契約する調達品等に係る品質監査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

1.2 幕僚長等からの依頼

中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第39号。以下「訓令」という。)第25条第4号及び第26条第4号に規定する依頼については、品質監査要請書(別記様式第1)により受け付けるものとする。

1.3 下請負者に対する品質監査

下請負者に対して品質監査を行う場合は、調達管理部企業調査官は、事前に 契約の相手方と調整を行うものとする。

下請負者に対する品質監査に係る訓令第31条の規定に基づく下請負者に対する通知は、契約の相手方を通じて行うものとする。

#### 2 計画

- 2.1 品質監査実施計画
  - 2.1.1 計画品質監査に係る記載事項

品質監査実施計画(訓令第18条第1項に規定する計画品質監査及び品質信頼性確認の年度実施計画をいう。以下同じ。)のうち、計画品質監査の実施計画については、次の事項について記載する。

対象とする契約の相手方又は下請負者

監查項目

対象とする契約品名又は関連下請負品名

予定とする品質監査官の職名

予定とする品質監査補佐官の差出し区分

品質監査実施予定時期

2.1.2 定期品質信頼性確認に係る記載事項

品質監査実施計画のうち定期品質信頼性確認実施の計画については、次の事項について記載する。

対象とする契約の相手方又は下請負者

品質監査官の職名

品質監査補佐官の所属、氏名等

定期品質信頼性確認実施予定時期

2.1.3 臨時品質信頼性確認の実施計画

品質監査実施計画のうち臨時品質信頼性確認の実施計画については、次の 事項について記載する。

- ア 対象とする契約の相手方又は下請負者
- イ 品質監査官の職名
- ウ 品質監査補佐官の所属、氏名等
- 工 臨時品質信頼性確認実施予定時期

臨時品質信頼性確認の対象とする契約の相手方又は下請負者については、 防衛省の関係する職員以外の者に漏洩することがないように、管理を徹底す るものとし、品質監査実施計画に臨時品質信頼性確認の対象となる契約の相 手方又は下請負者を記載した場合には、実施計画は取扱い上の注意を要する 文書等及び注意電子計算機情報取扱いについて(防防調第4608号。19 .4.27)第2の規定により、「注意」と表示した上で、適切に管理しな ければならない。

2.1.4 品質監査実施計画の変更

品質監査実施計画の記載事項(品質信頼性確認の実施予定時期を除く。)に 変更が生じた場合には、品質監査実施計画を変更する。

2.1.5 品質監査実施計画の地方防衛局等への通知

調達管理部企業調査官は、品質監査実施計画が作成され、又は変更された場合には、当該計画のうち各地方防衛局等に関係する部分について、地方防衛局等ごとに通知するものとする。

- 2.2 個別細部実施計画
  - 2 . 2 . 1 計画品質監査及び特別品質監査細部実施計画

計画品質監査及び特別品質監査に係る訓令第28条第2項に規定する個別細部実施計画には、次の事項を記載する。

対象とする契約の相手方又は下請負者名

品質監査の実施期日

監査対象契約品の調達要求番号又は下請負品名 品質監査官及び品質監査補佐官の所属、氏名等

その他必要と認める事項

2.2.2 品質信頼性確認細部実施計画

品質信頼性確認に係る訓令第28条第2項に規定する個別細部実施計画には、 次の事項を記載する。

対象とする契約の相手方又は下請負者名

品質信頼性確認の実施期日

監査対象契約品の調達要求番号又は下請負番号

品質監査官及び品質監査補佐官の所属、氏名等

その他必要と認める事項

#### 3 実施の通知

3.1 計画品質監査及び特別品質監査の実施の通知

訓令第31条第1項及び第2項の規定に基づく通知は、計画品質監査に係るものについては原則として実施予定日の30日前までに、特別品質監査に係るもの

については原則として実施予定日の7日前までに行う。

3 . 2 品質信頼性確認の実施の通知

訓令第31条第3項の規定に基づく定期品質信頼性確認の実施に係る通知は、 実施予定の7日前までに行う。

通知の様式は別記様式第3とする。

#### 4 実施要領

4.1 計画品質監査及び特別品質監査の方法

品質監査官は、計画品質監査及び特別品質監査を行う場合には、あらかじめ品質監査の目的に応じた契約要求事項に基づく監査項目を定め、複数の品質監査補佐官が指定されている場合においては各品質監査補監官の役割分担を定めて監査を行うものとする。

4.2 品質信頼性確認の方法

品質監査官は、品質信頼性確認を行う場合には、あらかじめ確認の項目を定め、 品質監査補佐官が指定されている場合においては各品質監査補佐官の役割分担を 定めて確認を行うものとする。

- 4.3 是正措置の要求等
  - 4.3.1 計画品質監査及び特別品質監査における是正措置要求等 訓令第32条第1項に規定する不具合の是正又は改善を要する事項に関する 措置に係る契約の相手方に対する要求は、是正措置・改善措置要求書(別記様 式第2)により行うものとする。
  - 4.3.2 品質信頼性確認における是正措置要求等

品質監査官は、品質信頼性確認において、その発生が意図的であり、単発的に生じたものではないと認められ、納入後の調達品等の信頼性に重大な疑いが生じる、重大な不具合又は重大な不具合のおそれを認めた場合には、調達管理部企業調査官を通じて、速やかに担当官に報告し、その指示を受けるものとする。

の場合を除き、品質監査官は、品質信頼性確認において不具合を認めた場合には、契約の相手方に対し、是正措置要求書(別記様式第2)により、不具合の是正を求めるものとする。

品質監査官は、品質信頼性確認において将来不具合になるおそれがある事項その他改善を要する事項を認めた場合には、調達管理部企業調査官を通じて、当該契約の相手方に係る訓令第2章第1節に規定する監督を担当する地方防衛局等に通知するものとする。

#### 5.1 是正措置、判定等の報告

訓令第32条第2項及び訓令第33条第1項の規定に基づく報告の様式は、 別記様式第4及び同第6とする。

訓令第33条第6項の規定に基づく報告の様式は、別記様式第5とする。

#### 5.2 品質監査の報告

訓令第34条第1項の規定に基づく報告の様式は、別記様式第6とする。

#### 6 経過措置

この要領の施行の日前に、中央調達に係る品質監査実施要領について(装本品管第193号。18.7.31)により行われた措置は、別段の定めのあるものを除き、この要領により行われたものとみなす。

この要領に規定する様式は、当分の間、この要領の施行の日前において装備施設本部長が定めていた相当の様式(この要領において相当の様式が定められているものに限る。)を修正して使用することができる。

### 計画(特別)品質監査要請書

発 簡 番 号年 月 日

防衛装備庁長官 (調達管理部企業調査官気付)

幕僚長

1 品質監査要請企業名

(工場名: )

- (1) 会社 工場
- (2) . . . . . . .
- 2 品質監査要請の理由
- (1) 会社において最近、不具合が多発している。詳細は別紙による。
- $(2) \cdots \cdots$
- 3 実施希望時期
- 4 品質監査に対するオブザーバ派遣の要望又は可否
- 5 調整担当窓口 担当者名、連絡先

注:標題の「計画」又は「特別」のいずれかを二重線で抹消する。 計画品質監査の実施時期については、要請時の次年度の計画となる。 特別品質監査の実施時期については、随時とする。 別紙には不具合状況の分析結果を添付すること。

# 是 正 措 置 要 求 書

会社名

役職 氏名 殿

品質監査官

官職 氏名

発見年月日 :	工場等名:			工場		発見者:	官職 氏名	
発 見 内 容	是	正	措	置		報告日	確認日	備考
	改	善	措	置		担当者	確認者	

防衛装備庁

## 定期(臨時)品質信頼性確認実施通知書

- 1.対象とする契約の相手方又は下請負者名
- 2. 品質信頼性確認の実施期日
- 3. 監査対象契約品の調達要求番号又は下請負番号
- 4. 品質監査官及び品質監査補佐官の所属、職名、氏名等
- 5. その他必要と認める事項

## 計画(特別)品質監査是正(改善)措置要求報告書

- 1.対象とした契約の相手方又は下請負者名
- 2. 品質監査の実施期日
- 3. 監査対象契約品の調達要求番号又は下請負品名
- 4. 品質監査官及び品質監査補佐官の所属、職名、氏名等
- 5 . 監査項目
- 6.是正(改善)措置要求事項
- 7. その他必要と認める事項

## 定期(臨時)品質信頼性確認報告書

- 1.対象とした契約の相手方又は下請負者名
- 2. 品質監査の実施期日
- 3. 監査対象契約品の調達要求番号又は下請負番号
- 4. 品質監査官及び品質監査補佐官の所属、職名、氏名等
- 5.確認項目及び結果
- 6.是正(改善)措置要求事項
- 7. その他必要と認める事項

## 計画(特別)品質監査結果報告書

- 1.対象とした契約の相手方又は下請負者名
- 2 . 品質監査の実施期日
- 3. 監査対象契約品の調達要求番号又は下請負品名
- 4. 品質監査官及び品質監査補佐官の所属、職名、氏名等
- 5.監査項目
- 6.是正(改善)措置要求事項
- 7. 適合又は不適合の判定
- 8.その他必要と認める事項